

News Release

平成 28 年 7 月 28 日

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の変更について

国が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が、平成 28 年 7 月 26 日に閣議決定されたことを踏まえ、当社のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画を変更しました。

### 主な変更点

#### 1. 処理量の見込みの見直し

電気事業法に基づく高濃度 PCB 使用電気工作物も含め、平成 28 年度以降の処理量の見込みとして修正を行うとともに、安定器などの項目の区分追加に伴う見直しを行いました。

#### 2. 当社が新たに対応すべき内容等の追加

- (1) 安全を第一として一日でも早く適正かつ確実な処分を行い、地元との信頼を確保した上で、計画的かつ速やかな受入れを行うとともに、保管事業者や都道府県等に対する技術的な支援等を行います。
- (2) 長期的な処理の見通しと処理の進捗に応じた毎年度の見直しを行い、これらの公表を行います。
- (3) 各 PCB 処理事業所の事業終了ごとに、それぞれ解体・撤去等を行うために必要となる技術的検討等、その準備に向けた取組を着実に進めます。
- (4) その他、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従った用語の修正等を行いました。

注) 今回の変更は中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第 11 条及び同法施行規則第 8 条に基づく軽微な変更となります。

### <連絡先>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理部 経営企画課 中澤、小宮 (TEL : 03 - 5765 - 1909)